

第六十二回
帝國議會
貴族院

關稅定率法中改正法律案特別委員會會議事速記録第一號

付託議案

關稅定率法中改正法律案

輸入税ノ從量税率ニ關スル法律案

遠洋漁業獎勵法中改正法律案

委員氏名

委員長 伯爵兒玉 秀雄君
副委員長 男爵斯波忠三郎君
公爵一條 實孝君

侯爵徳川 義親君

子爵井上匡四郎君

子爵片桐 貞央君

犬塚勝太郎君

森 賢吾君

男爵赤松 範一君

男爵松岡 均平君

内藤 久寛君

稻畑勝太郎君

森 平兵衛君

大川平三郎君

田村 新吉君

藤原銀次郎君

菅澤 重雄君

北村宗四郎君

昭和七年六月十一日(土曜日)午後一時四十七分開會

○委員長(伯爵兒玉秀雄君) ソレデハ委員

會ヲ開會イタシマス、私委員長……甚ダ不
東デアリマスケレドモドウゾ然ルベク御鞭
撻ヲ願ヒマス、ソレデハ此關稅定率法ニ關
シマスル政府委員ノ御説明ヲ願ヒタイト思
ヒマス

○政府委員(中島鐵平君) ソレデハ關稅定

率中改正法律案ニ關シマシテ御説明ヲ申上
ゲマス、關稅定率法中改正法律案ニ掲ゲテ
アリマスル所ノ物品ハ小麥、高粱、玉蜀黍、
小麥粉「バター」以下約二十九ノ品目ニ互
テ居ルノデアリマシテ、之ヲ現行ノ輸入税
表ニ照合セテ見マスルト、二十四ノ項目ニ
跨ッテ居ルノデゴザイマス、政府ハ是等物品
ノ生産、輸入及需要供給ノ狀況等ヲ精査イ
タシマシタ結果、其現行税率ハ外國品ノ輸
入ヲ相當抑制シ、内地ノ産業ヲ保護イタシ
マス上ニ於キマシテ不十分デアルト認メマ
シタ爲ニ、取敢ヘズ今日之ヲ改正スルノ必
要ヲ認メマシタ次第デアリマス、稅番ノ順
序ニ依リマシテ、小麥カラ順次御説明イタ
スコトニ致シマス、稅番第十六小麥ノ需要

ハ人口ノ増加ト共ニ御承知ノ通り年々増加
シテ參ッテ居ルノデアリマシテ、昨年ハ六百
四十万石ノ生産ガアッタノデアリマスガ、現在
ノ儘デアリマスレバ、國內ノ生産ケデハ
不足ヲ告ゲル計算ニナルノデアリマシテ、
今後益々多クノ輸入ヲ外國カラ仰ガナケレ
バナラヌコトニナルノデアラウト思ハレル
ノデアリマス、ソレデハ小麥ハ、裏作ノ獎勵
デアルトカ、品種ノ改良トカ、各種ノ生産
ノ助長獎勵ヲ講ジマシテ、其生産ヲ増加イ
タシマシテ、サウシテ輸入ヲ抑制スルコト
ガ出来マシタナラバ、食料政策ノ上カラ致
シマシテモ、亦國際貸借ノ改善上カラ云ヒ
マシテモ、非常ニ都合ガ宜シイコトデア
ルト考ヘラレルノデアリマスガ、御承知ノ通
リ何分其價格ガ低クテハ困ルノデアリマス
カラ、是ハ相當ノ程度ニ其價格ヲ維持シテ
參リマセヌケレバ、折角小麥ノ生産獎勵指
導ヲ致シマシテモ、實情ニ於テ其效果ガ舉
ガラナイデハナイカト考ヘラレルノデア
リマス、ソレ故ニ此際關稅ヲ引上ゲマシテ、
右ノ食料政策又ハ國際貸借ノ改善策ヲ考慮
イタシマスト共ニ其裏作ヲ獎勵スルコトニ
依リマシテ、農村ノ振興ニモ資スルノ必要

ガアリト認メタ次第デゴザイマス、就キマ
シテハ其改正税率デアリマスガ、毎百斤現
行一圓五十錢ヲ二圓五十錢ニ引上ゲテ居
マスガ、是ハ内地ノ小麥ノ生産費並ニ外國
カラ參リマス所ノ輸入品ノ價格、又ハ他ノ
農産物トノ價格ノ比率ナドヲ考慮イタシマ
スト共ニ小麥ノ増殖獎勵計畫ニ依リマス將
來ノ生産ノ改善等モ考慮ノ中ニ入レマシテ
此際一圓ヲ引上ゲルコトニ致シマシタ、而
シテ小麥ノ關稅ヲ引上ゲマスレバ、同時ニ
小麥ヲ原料ト致シテ居リマス小麥粉ノ税率
ヲモ引上ゲナケレバナラヌ道理ニナッテ參
リマスガ、小麥粉ノ税率ハ小麥粉ヲ製造ス
ルニ要シマス所ノ原料デアアル小麥ノ割合ヲ
計算イタシマシテ、之ヲ毎百斤四圓三十
錢……今迄ノ二圓九十錢ト云フ税率ヲ四圓
三十錢ト云フコトニ改正スルノヲ適當ト認
メタ次第デアリマス、次ニハ第十九號ノ高
粱ト玉蜀黍ニ移リマスガ、此二ツノ物品ハ
御承知ノ通り從來主トシテ養鶏飼料トシテ
考ヘラレテ參ッタノデアリマスガ、最近ニ至
テハ之ヲ原料トシテ澱粉又ハ飴ヲ製造スル
事業ガ國內ニ起ッテ參リマシタノデアリマ
ス、其關稅率ヲ高粱ハ現行無稅デアリマス、

玉蜀黍ハ現行毎百斤三十錢ト云フコトニ ナッテ居リマスガ、其無稅又ハ低イ稅率ニ依 リマシテ輸入セラレマス所ノ高粱又ハ玉蜀 黍カラ高イ稅率ヲ課セラレテ居リマス澱粉 又ハ飴ガ生産サレテ居ルト云フコトニナリ マシテ、御承知ノ北海道ノ甘藷澱粉デアルト カ或ハ千葉縣ノ馬鈴薯澱粉デアルトカ、ソ レ等ノモノノ生産ニモ大ナル打撃ヲ與ヘル 虞レガアルノデアリマス、ソレ故ニ此際其 稅率ヲ引上ゲマシテ、我國ノ澱粉業及製飴業 ノ保護、農村ノ振興ニ資スルコトト致シタ 次第デアリマス、其改正稅率ハ「コンスタ ーチ」及「高粱澱粉」ノ稅率、茲ニ高粱又ハ玉蜀 黍ヲ原料ト致シテ居リマス澱粉ノ製造歩留 等ヲ考慮ノ中ニ入レマシテ、高粱ニ對シテ ハ只今マデ無稅デアリマスノヲ毎百斤一 圓ノ稅率ヲ、玉蜀黍ノ稅率ハ今迄ノ三十錢 ヲ毎百斤一圓七十錢ニ改正スルコトニ致シ タノデアリマス、次ニ「バター」及「コンデンス ドミルク」ニ移リマスガ、是等ノモノハ御承 知ノ通り今日ニ於キマシテハ國產品ノ品質 ガ非常ニ改良イタサレテ參リマシテ、外國 品ニ比ベマシテ決シテ遜色ガナイト云フ現 狀デアルノデアリマス、然ルニモ拘ラズ矢張 リ外國カラノ輸入品ガ高ク賣レテ行キマス ノハ、是ハドウモ巷間能ク言ハレマサヤウ	ニ外國品崇拜ト云フコトモ手傳テ居ルノ デハナイカト考ヘルノデアリマス、而シテ 現狀ノヤウニ外國品ガ國內市場ニ蔓テ居 リマシテハ國產品ハ餘儀ナク之ヲ安イ値 段デ賣却ヲ致シマシテ、サウシテ外國品ニ 對抗シテ行カナケレバナラスノデアリマシ テ、國內ノ生産業ト致シマシテモ立場ガ餘 程苦シイ實情ニナルノデアリマス、然ルニ 拘ラズ是ハ御承知ノ通り農村ニ對シマシテ モ非常ニ影響ノアル事柄デアリマシテ、「バ ター」「コンデンスドミルク」ノ生産業ガ皆 ク參リマセヌケレバ牛ヲ飼テ居リマス農 家モ亦自然其牛乳ヲ相當ノ値段ヲ以テ販賣 スルコトガ出來ナイコトニナリマスノデ、 農家トシテハ勢ヒ不利益ヲ蒙ルト云フ狀態 ニ立至ルノデゴザイマス、斯ノ如キ實情デ アリマスノデ此際等は等物品ノ關稅率ヲ引上 ゲマスコトハ其生産業ヲ保護シ、且又今日 極端ニ疲弊イタシテ居リマス所ノ農村ヲ振 興イタサセマス上ニ於キマシテ最モ必要ナ ルコトデアラウト考ヘラレルノデゴザイマ ス、而シテ其稅率ノ引上程度ニ付キマシテ ハ「バター」、粉乳又ハ煉乳ニ付キマシテハ 國定稅率ノ關係モアリマシテ、「バター」ニ 付テハ國定稅率ハ今マデ毎百斤三十六圓九 十錢ノモノヲ五十圓ト云フコトニ引上ゲマ	ス、「コンデンスドミルク」ノ方ハ乾キタル モノハ十三圓四十錢ヲ毎百斤二十五圓、其 他ハ八圓三十錢ヲ毎百斤十五圓七十錢ト云 フコトニ致シタノデゴザイマスガ、特ニ「バ ター」ニ付キマシテハ現在日佛協定ニ依リ マシテ特定稅率ガ九十一・二パーセント」 ト云フモノヲ課セラレルコトニナッテ居リ マス、此協定稅率ノコトモ考ヘマシテ茲ニ 「バター」ハ毎百斤五十圓ト云フコトニ致シ、 粉乳ハ毎百斤容器トモ二十五圓ト云フコト ニ致シタ次策デアリマス、次ニ「パラフイ ン・ワックス」ニ移リマスガ、「パラフイン・ワ ックス」ハ御承知ノ通り、燐、「クロール」酸 加里ト共ニ燐寸工業ノ關係品デゴザイマシ テ、此「パラフイン」ノ中デ融解點ガ攝氏四 十五度ヲ超エマシタモノハ現在ニ於キマシ テハ「ステアリン」ト同一ノ率ニナッテ居ル ノデアリマス、是ハ「ステアリン」ヲ保護ス ルコトガ眼目デアリマシテ、主トシテ蠟燭 ノ原料トシテ用セラレルノデアリマス、然 ルニ近來融解點ノ低イ方、即チ攝氏四十五 度ヲ超エナイモノハ安イ値段ヲ以テ之ヲ利 用シテ、冬ノ間ニ之ヲ蠟燭ノ原料ニ使用ス ルモノガ出テ參ッテ、「ステアリン」ノ領分ヲ 侵スト云フ結果ニナッテ參ッタノデアリマ ス、ソレデ一ツニハ「ステアリン」ヲ保護ス	ルト共ニ、一ツニハ「パラフイン」自體モ保 護スルト共ニ、此際之ヲ無稅ト云フコトヲ 有稅ニ改ムル必要ガアルト考ヘルノデアリ マス、併ナガラ一方御承知ノ「セル・オイ ル」カラ分留イタシテ居リマス粗製「パラ フイン・ワックス」ヲ原料トシテ、「パラフ イン・ワックス」ヲ精製スル工業ガ内地ニ アリマシテ、融解點ノ低イ「パラフイン・ワ ックス」ヲ有稅ニ致シマス爲ニ、此工業ヲ困ラ スル結果トナラヌヤウニ注意スル必要ガア ルノデアリマス、ソコデ融解點ノ低イ「パラ フイン・ワックス」ニ對シテハ融解點ノ高イ モノトノ稅率ノ鈞合ヲ考慮イタシテ、毎百斤六 圓ニ改正イタシマシタノデゴザイマスガ、 同時ニ只今申上ゲマシタヤウニ頁岩油カラ 分留サレマシタ粗製ノモノハ之ヲ區分イタ シマシテ、矢張り依然トシテ無稅トシテ置 イタ次第デゴザイマス、融解點ノ高イモノ ハ是ハ元通り毎百斤十二圓ト云フ稅率ヲ据 置クコトニ致シタ次第デゴザイマス、尙ホ 「パラフイン・ワックス」ト云フ名稱デアリ マスガ、改正案ニハ「パラフイン」ト云フコ トニナッテ「ワックス」ヲ取ッテアリマスガ、 是ハ御承知ノ通り資源局決定シタ標準用 語ニ依ッタノデアリマシテ、此際稅法ヲ改正 スルナラバ矢張り標準語ヲ採用シタ方が宜
---	---	---	---

イト思、テ名稱ヲ改正シタ次第デアリマス、次ニ百四十九號黃燐、赤燐及硫化燐ニ移リマスガ、是等ノ燐ハ我國ニ於キマシテハ工業試驗所ヤ當局者ガ苦心ノ末ニヤット製造ガ出來ルヤウニ今日ナッタノデゴザイマシテ、其生産能力ヲ以テ致シマスレバ、十分國內ニ自給自足ヲ爲シ得ルニモ拘リマセズ、外國品ガ輸入イタシマス爲ニ其販路ヲ奪ハレル結果トナリマス、若シ現在ノ儘ニ之ヲ放任シテ置キマシタナラバ、我國ノ燐工業ハ遂ニハ全滅ノ悲運ニ陥ルト云フ心配ガアルノデゴザイマス、ソレ故ニ此際現在無稅デアリマスノヲ、新ニ課稅イタスコトニ致シタノデアリマス、稅率ハ其輸入平均價格、内地ノ生産費ノ關係、ソレカラ一般ノ化學藥品ナドノ稅率トノ鈞合ヲ考慮イタシマシテ、從價二割ニ相當イタシマス每百斤十四圓三十錢ト云フ從量稅ヲ定メルヲ適當ト認メタノデゴザイマス、次ニ稅番百七十六號「クロール」酸加里ニ移リマス、「クロール」酸加里ハ今日ニ於キマシテハ全ク輸入品ニ賴テ居ルヤウナ狀況デゴザイマスルガ、最近ニ至リマシテ日本曹達株式會社ヲ開始スルコトト相成リ、又日本沃度株式會社モ、東部電力株式會社ノ廣田工場ト云

フモノヲ借入レマシテ、此六月カラ……今月カラ製造開始ノ計畫ヲ致シテ居ルト云フ狀況デアアルノデアリマス、此「クロール」酸加里工業ノ基礎ヲ確立イタシマススコトハ、御承知ノ通り近年外國系ノ資本ニ蹂躪セラレテ居リマス、甚シイ衰運ニアリマス所ノ我國ノ燐寸工業ノ挽回策ノ一ツデアルト考ヘルトデアリマシテ、此見地カラ致シマスルト、此際「クロール」酸加里ニ對シテ新ニ關稅ヲ課スルコトトシ、最近漸ク興隆イタシマシタ所ノ此新生ノ工業ヲ保護シテ行ク必要ガアルト考ヘマシタノデゴザイマス、最近ニ於キマス「クロール」酸加里ノ輸入平均價格ト内地ニ於キマス此生産費ノ狀況乃至一般化學藥品ノ稅率トノ權衡ナドヲ考ヘマシテ、改正案ニハ從價二割ニ相當イタシマス每百斤十四圓二十錢ト云フ從量稅率ヲ課スルノヲ適當ト認メタ次第デゴザイマス、次ニ稅番二百五十五號「カーボンブラック」ニ移リマス、「カーボンブラック」ハ從來本邦内ニ其生産ガナカッタノデゴザイマスガ、昨年ノ六月臺灣ノ新竹州ニ於キマスル錦水油田ニ設ケラレマシタ日本石油株式會社ノ「カーボンブラック・プラント」デ昨年中約二十五万斤生産セラレルヤウニナリマシタ、右ノ「プラント」ノ生産能力ハ一年間約百万

斤程度ノモノデゴザイマスルガ、錦水油田ノ瓦斯ノ噴出ハ將來有望ナモノデアリマスカラ、右ノ事業ガ順調ニ進ミマシタナラバ、我國ノ需要ノ大部分ヲ之ニ依ッテ滿タシ得ル見込ガゴザイマス、然ルニ一方北米合衆國ニ於キマシテ此生産ガ過剩トナッテ居リマス爲ニ、其値段ガ著シク下ッテ居ルヤウナ實狀デアリマスカラ、此際等は等ノ外國カラ輸入ヲ相當抑制イタシマシテ新ニ起リマシタ此工業ヲ保護スル爲ニ其關稅ヲ引上ゲル必要ガアルト認メタノデゴザイマス、稅率ハ只今百斤一圓九十五錢ニナッテ居リマスルガ、改正案ハ輸入平均價格、ソレカラ又此「カーボンブラック」ヲ原料トスル製品ノ稅率及一般ノ顏料ニ對シマスル稅率ナドヲ考ヘマシテ、現行ノ一圓九十五錢ノ稅率ヲ引上ゲマシテ、從價一割五分ニ相當イタシマスル從量稅、每百斤三圓四十錢ト云フコトニ改ムルコトニ致シタノデゴザイマス、次ニ稅番二百五十九號「ビッチ」及「アスファルト」竝ニ二百五十九號ノ二「コールター」、「ビッチ」又ハ「アスファルト」ノ製品ニシテ道路修築用ノモノ、此二ツニ移リマス、此中デ「アスファルト」ハ石油業ノ發達ニ伴ヒマシテ、生産ノ増加ヲ見ルコトトナリマシテ、自給自足ヲ爲シ得ルト云フ實情ニア

ルノデアリマスガ、併シ之ヲ現在無稅ト致シテ居リマスル爲ニ、外國品ガドン／＼入ッテ來テ居ルノデアリマシテ、我國ノ石油業ノ發達ニ大ナル障礙トナッテ居ル實情デアリマス、從ヒマシテ此際石油業保護ノ爲ニ適當ナル課稅ヲ爲ス必要ガアルト認メタノデゴザイマス、ソレデ其稅率ノ點ニ付キマシテハ、其用途ガ御承知ノ通り道路ノ鋪裝又ハ防水材料等ニ供セラレルノデ、成ルベク之ヲ低率ニスル方ガ宜シイノデアリマス、又重油ノ稅率ガ大體約一割八分見當デアリマスカラ、是等ノモノトノ權衡ヲ考ヘマシタ上デ、從價一割ニ相當イタシマスル從量稅每百斤四十錢ヲ課スルコトヲ適當ト認メタ次第デゴザイマス、「アスファルト」ニ課稅ヲスルコトニナリマスルト、「ビッチ」ニ於キマシテハ大體其用途ヤ性狀ガ「アスファルト」ト同ジデアリマスカラ、之ニ對シマシテモ同ジ稅率ヲ課稅シナイ譯ニハ行クマイト考ヘルノデアリマシテ、又同時ニ「コールター」、「ビッチ」又ハ「アスファルト」ノ製品デアリマシテ、道路修築用ノモノモ、「アスファルト」同様ニ之ヲ有稅ト致シマシテ、此稅率ヲ矢張り「ビッチ」及「アスファルト」ト同率ニシテ置ク方ガ適當デアルト認メマシテ、每百斤四十錢ト云フコトニ

致シタ次第デアリマス、次ニ稅番四百十八號石絨及ビ別號ニ掲ゲザル石絨製品ニ移リマス、石絨ノ方ハ我國ニハ御承知ノ通り生産ガ全然ナイノデゴザイマスガ、石絨製品ノ方ハ、我國ニ於キマシテ、其生産ガ近年進歩イタシテ參々ノデゴザイマス、併シ何分ニモ輸入品ノ壓迫ガアリマス爲ニ、ドウシテモ値段ヲ安く賣ラナケレバナラヌト云フヤウナ破目ニ陥ッテ居ルノデアリマシテ、現狀ノ儘デハ漸ク發達ノ緒ニ就キマシタ此工業ガ大ナル打撃ヲ受ケルト云フ有様デアリマスカラ、此際輸入品ヲ相當抑制イタシマス爲ニ、其關稅ヲ或ル程度マデ引上ゲル必要ガアルヤウニ考ヘラレルノデアリマス、殊ニ石絨製品ハ御承知ノ通り當ニ工業上ニ必要ナルノミナラズ、軍事上ニ於キマシテモ必要ナル品物デアリマスカラ、其保護ハ一層緊切デアルヤウニ思ハレルノデアリマス、從テ此改正案ニ於キマシテハ、塊粉又ハ纖維狀ノモノハ原料品デアリマスカラ、是ハ現在ノ儘ニ無稅ト致シテ置キマシテ、製品ノ方ハ輸入價格、内地生産費ノ關係ナドヲ考慮イタシマシテ、絲ハ每百斤八圓二十五錢カラ十五圓ニ、板ノ方ハ之ヲ護謨ノモノト、然ラザルモノトニ分チマシテ、護謨ノ板ハ每百斤十五圓ニ引上ゲ、	其他ノ板ハ現行通り之ヲ据置クコトニ致シマシタ、最後ニ右ニ列舉イタシマシタモノ以外ノ布等ノ製品ニ付キマシテハ、是ハ每百斤十八圓八十錢ヲ、每百斤三十圓ニ改正スルコトト致シタノデアリマス、次ニ鉄鐵ニ付テ大體ヲ説明ヲ申上ゲマスガ、是ハ特ニ重大ナル問題デアリマスカラ、他ノ物品ノ詳細ナル御説明ト共ニ、ソレノ御當局カラ御説明ガアラウト存ジマスガ、一應私カラ簡單ニ改正ノ理由ヲ御説明申上ゲテ置キマス、我國ノ製鉄業ハ御承知ノ通り自給自足ヲ爲シ得ル程度ニ發達シテハ居リマスルガ、從來絶エザル外國鉄鐵ノ輸入ニ惱マサレテ居ルノデアリマシテ、殊ニ近年ノ需要減退ニ對應イタシマス爲ニ、各製鐵所ハソレノ相當ノ減產ヲ致シテ、其需給ノ均衡ニ努メテ居ルノデアリマスガ、何分鉄鐵ノ輸入ト云フモノハ依然トシテ相當多額ニ上ルノデアリマシテ、サウシテ印度鉄鐵ガ多額ニ上ル狀態デアリマスガ、是ガ爲ニ鉄鐵ノ「ストック」ハ逐年遞増ノ勢ヲ示シテ居ルノデアリマシテ、從テ其市價ハ年々暴落ヲ續ケテ居リマシテ、製鉄業ノ採算ハ著シク不利ニ陥ッテ居ル實狀デアリマスカラ、此際外國品ノ輸入ヲ相當抑制イタシマス爲ニ、其稅率ヲ改正イタシマスコトハ各般ノ事情カラ致シマ	シテモ、必要ナコトデアアルヤウニ認メラレルノデアリマス、一方御承知ノ通り鉄鐵ハ各種ノ工業ニ對シマスル基礎材料デアリマスルガ故ニ、勿論是等ノ工業ニ對シマスル稅率引上ノ影響ト云フモノモ考慮スル必要ガアルコトハ申ス迄モナイコトデアリマシテ、現在ノ獎勵金制度ヲ据置キマスルコトト致シマシタ上デ、鉄鐵ノ生産費ト輸入價格ナドヲ比較イタシマスルト、鉄鐵ノ一噸ニ對シマシテ約六圓ノ保護ヲ要スルヤウナ計算ニナリマシタノデ、之ヲ標準ト致シマシテ鉄鐵ノ改正稅率ハ之ヲ每噸六圓即チ只今ノ每百斤十錢ヲ每百斤三十六錢ト云フコトニ致シタ次第デゴザイマス、鉄鐵ノ稅率ヲ御説明イタシマシタニ付キマシテ鐵類ニ這入リマスルガ、四百六十二號ノ四ノ「ワイヤロッド」、六ノ線、十二ノ「バーブドツウィ「ワイヤロッド」ハ其製造工程又ハ製造ノ難易ナドノ點カラ見マスレバ、大體鐵ノ條トカ竿トカト同一程度ノ稅率トスル必要ガアルノデアリマシテ、從來ハ右ノ趣旨ヲ以チマシテ其稅率ニ盛ラレテ居ッタノデアリマシタガ、御承知ノ通り大正十五年ノ關稅一般改正ノ際ニ於キマシテ鐵ノ條及竿ノ稅率ガ每百斤一圓十錢ニ定メマシタケレドモ「ワ	イヤロッド」ノ方ノ稅率ハ從價一割八分ト云フモノニ定メマシタ結果、即チ鐵ノ條及竿ハ之ヲ從價稅ト致シ「ワイヤロッド」ノ方ハ從價稅ト致シテ從價一割八分ニ定メマシタ結果、現在ニ於キマシテハ價格ノ關係上從價一割八分ト云フノハ每百斤約九十錢ニシカ當ラナイト云フコトニナッテ居ルノデアリマシテ、條及竿ト釣合ガ取レナイト云フ狀態ニ陥ッテ居ルノデアリマス、又今回鉄鐵ノ稅率ガ百斤十錢カラ三十六錢ニ改正ヲ見マス時ハ「ワイヤロッド」ノ方モ其原料關係カラ相當ノ影響ヲ受ケルノハ當然ノ次第デアリマスカラ、此際其稅率ヲ改正スル必要ガアルト考ヘルノデアリマス、ソレデ「ワイヤロッド」ノ稅率ハ鐵ノ條及竿ノ稅率、鉄鐵ノ稅率改正ニ伴ヒマス所ノ影響ヲ考慮イタシマシテ每百斤一圓三十錢……從價一割八分ト云フ現行稅率ヲ每百斤一圓三十錢ニ改正イタシマシタト同時ニ六ノ線、十二ノ「バーブドツウィストワイヤ」ノ稅率ハ原料デアリマス所ノ「ワイヤロッド」ノ稅率改正ノ影響ヲ考慮イタシマシテ、何レモ之ヲ從價二割五分ニ改正イタスコトト致シタ次第デゴザイマス、次ニ「リードワイヤ」デアリマスルガ、「リードワイヤ」ノ稅率ハ今日ニ於キマシテハ普通ノ品ハ我國ニ於キマシテ
---	---	--	--

ハ十分ナル生産額ガアルノデアリマスル
ガ、何分ニモ大正十五年ニ從價五分ト云フ
ヤウナ低イ稅率ニ改正イタシマシタ爲ニ、
高級品ノ輸入ガ今尙ホ相當ゴザイマスカ
ラ、此際稅率ヲ引上ゲルコトガ適當デア
ルト考ヘタノデゴザイマス、其稅率ハ輸入平
均價格ト内地ノ生産費ノ關係等ヲ考慮イ
タシマシテ、之ヲ從價一割五分ト致シマス
同時ニ、炭ハ其原料デアリマスル「リード
ワイヤ」ノ改正稅率ト其製造ニ必要デア
ル所ノ「リードワイヤ」ノ數量ナドカラ考
ヘマシテ、毎百斤三十五圓十錢ニ改正ス
ルコトト致シタ次第デゴザイマス、次ニ
四百七十六號ノ中ノ「マグネシウム」ニ
移リマス、「マグネシウム」ハ現在ニ於キ
マシテハ輸入稅率表中ニ「マグネシウム」
ト云フ特別ノ項目ガナインデアリマシ
テ、此處ニアリマスヤウニ四百七十六號
ノ「前記」ノ金屬ニシテ別號ニ掲ケザル
形狀ノモノ及別號ニ掲ケザル金屬」此
中ニ包含サル稅率ヲ適用サレテ居ルノ
デアリマス、「マグネシウム」ハ極メテ輕
イ金屬デアリマシテ、合金ト致シマシテ
航空機ニモ用キラレマス、其他兵器及車
輛ナドニモ利用サレマスカラ産業上ノ重
要品デアリマスノミナラズ、御承知ノ通
リ軍事上ノ重要品デモアルノデアリマ
ス、ソレデ商工

省ニ於キマシテモ昭和三年以來前後二
回ニ互リマシテ研究獎勵金ヲ交付イ
タサレテ居ルヤウナ次第デアリマシ
テ、工業的生產ノ出來ルヤウニナ
リマシタノハ、全ク理化學研究所ノ
苦心研究ノ成果デアルト申シテ差
支ナイノデゴザイマス、ソレ故ニ
此新タナル生産業ヲ起シマス爲ニ
關稅ヲ引上ゲルコトハ、是ハ誠ニ必
要ナルコトデアラウト認メル次第
デゴザイマス、ソレデ只今マデ四百
七十六號ニ特記シテナイ「別號」
ニ掲ケサル金屬」ト云フ雜類的ノ
モノニ入ッテ居リマシタノヲ、新
タニ一ツ稅率ヲ設ケルコトニ致シ
マス共ニ、他ノ金屬ノ稅率ト鈞合
ナドヲ考ヘマシテ、其稅率ガ從價
二割ニ相當イタシマスル毎百斤四
十九圓五十錢ト云フ從量稅率ヲ盛
ルコトニ致シタ次第デアリマス、次
ニ四百九十九號ノ刃物ノ内ノ剃刀
ト云フコトニ移リマス、剃刀ト申
シマスカ、是ハ安全剃刀ノ刃デア
リマスガ、安全剃刀ノ刃ハ我國ニ
於テハ最近其生産ガ大イニ發達
イタシテ參リマシテ、其品質モ段々
良クナッテ參リマシタ、只今デハ
外國品ト比較イタシテ決シテ遜色
ノナイモノガ出來ルヤウニナッタ
ノデゴザイマス、併ナガラ輸入品
ノ數量ニ於テハ全體ノ需要ノ約七
割以上ヲ占メテ居ル現狀デア

リマス、獨逸アタリカラ隨分粗惡
ナヤツガ入ッテ居ル實情ニアルノ
デアリマス、其輸入品ガ勢力ヲ得
テ居リマシテ價格モ低廉デア
リマス、爲ニ自然内地ノ生産品ヲ
壓迫イタシテ、其爲ニ而モ内地ノ
モノガ、抑サレマシテ、内地ノ生
産者ハ何レモ悲況ニアルヤウナ實
情デアリマス、ソレデ此際關稅ヲ
適當ニ引上ゲマシテ外國ノ輸入ヲ
相當ニ抑ヘマシテ、内地ノ生産業
ヲ不況カラ救ヒマシテ、此安全剃
刀ノ刃ノ製造業ノ基礎ヲ確立スル
コトハ必ズシモ困難デナイト認ム
ルノデゴザイマス、ソレ故關稅ノ率
ヲ引上ゲルコトニ致シマシタガ、其
稅率ハ大體ニ於テ輸入品ノ内ノ中
級コロロ目安ト致シマシテ、其平
均價格及内地ノ生産費ナドノ計算
ヲソレ／＼考慮イタシマシタ上ニ、
之ヲ毎百箇一圓ト云フヤウニ改
正スルト云フコトニ致シタノデア
リマス、次ニ貨幣ニ移リマスガ、貨
幣トシテ茲ニ問題ニ致シテ居リマ
スノハ、現在ニ於テハ、金銀貨幣
及本邦ノ通貨ニアラサル金銀貨幣
以外ノ通貨ハ無稅デアリマスガ、
金銀貨幣及本邦通貨ニアラサル貨
幣其他ハ從價一割ヲ課シテ居ルノ
デアリマスガ、金銀貨幣デモナク、
又本邦ノ通貨デモナイヤウナモノ
ハ何デア
ルカト申シマスルト、大體支那ノ
銅貨ト云フヤウ

ナモノデアリマス、銅貨ト青銅貨ト
云フヤウナモノデアリマスガ、是
等ノモノハ昨年昭和六年ニ於テ其
輸入額ヲ調べテ見マスルト數量ニ
於テハ約千七十万斤、價格ニ於テ
ハ二百三四十萬圓ニ上ボッテ居
ルノデアリマス、是等ハ何レモ輸
入イタサレマシタ後銅塊又ハ青
銅塊ニ改造イタサレテ居ルヤウナ
實情ニアルノデアリマス、我國ノ
銅及青銅ノ生産業ニ對スル影響ハ
ソレガ爲メ惡影響ヲ被ルコトニナ
リマス、即チ此形式上ノ貨幣ト云
フコトノ爲ニ從價一割ト云フ安イ
關稅ガカカテ居ルノデアリマス
カラ、此點ハドウモ他ノ地金ト均
衡ヲ失スルノデアリマスカラ、是
ハ本邦ノ通貨デモナイ、又金銀貨
幣デモナイモノハ地金ト看做スト
云フコトニ致シマシテ、ソレゾレ
青銅或ハ銅ノ「屑」及「故」ノ稅
率ヲ適用スルノガ適當ト認メタ
ノデアリマス、其結果ト致シマシ
テ即チ青銅ニ對スル塊トナリマス
ト每百斤七圓ト云フ稅率ニナル
ノデアリマス、次ニ稅番五百二十
七號、懷中時計部分品ニ移リマス
、懷中時計部分品ニ付テハ近來之
ヲ組立テ居リマスル所ノ「ムー
ヴメント」ノ輸入ガ漸次減少イ
タシマスルニ反シテ、組立テナ
イ、パラ／＼ニ致シテ居リマス
「ムーヴメント」ノ輸入ガ漸次増

加シテ參テ居リマス、是ハ實ハ關稅ノ率ノ關係ガ相當大キナ原因ヲ爲シテ居ルヤウニ思ハレマス、ト申シマスルト大變複雑シタ關係ニナリマスノデアリマスガ、組立テ、居リマス所ノ「ムーヴメント」ハ「シリンド」機械以外ノモノハ、毎箇一圓九十五錢、是ハ稅表ヲ御覽下サルト分リマスルガ、「毎箇一圓九十五錢」、即チ一箇一圓九十五錢トナシテ居リマスガ、組立テナイ「ムーヴメント」ノ方ハ只今申上ゲマシタヤウニ、大部分從價三割ト云フ……五百二十七號「從價三割」ト云フ稅率ニナッテ居ルノデアリマスカラ、バラ／＼ニシテ輸入イタシテ從價三割ヲ課セラル、結果、關稅額ノ會計ガ一圓九十五錢ニナリナイヤウナ廉イ價格ノ「ムーヴメント」ハ、之ヲ組立テナイデ、バラ／＼ニシテ輸入シタ方ガ有利デアルト云フ計算ニナルノデアリマス、即チ從價ガ廉イ爲メニ、其安イ値段ニ依ル三割ヲ掛ケラレタ方ガ、一圓九十五錢ト云フ所ノ完成シテ組立テ、掛ケテ貰フヨリハ、從價稅ノ掛ル方ガ安イト云フ結果ニナルノデアリマス、斯ウ云フヤウナ計算ヲ考ヘテ居リマスモノハ、組立テナイ「ムーヴメント」ヲ輸入イタシマシテ、即チバラ／＼デ輸入イタシマシテ、之ヲ内地デ組立テテ販賣スルト云フヤウナコトニ

ナリマスル爲ニ、堅實ナル時計製造業者ハ、是ガ爲メ非常ナ防害ヲ蒙ル結果トナルノデアリマス、斯ノ如ク考ヘマスト、是ハ組立テナイ「ムーヴメント」ノ方ノ關稅ヲ引上ゲマシテ、即チ從價三割ト云フコチラノ方ノ稅率、只今マデ適用サレテ居リマス所ノ關稅ヲ引上ゲマシテ、組立テナモノ、即チ一圓九十五錢ト云フ組立テナモノト釣合ヲ得セシムルコトニ致シマシテ、粗惡ニシテ且ツ低廉ナ「ムーヴメント」ガ、組立テラレナイ儘デ、バラ／＼ノ儘デ輸入セラレルノヲ抑制スルト云フコトガ、我國ノ時計製造業者ノ發展ヲ期スル上ニ於キマシテ必要ナ措置デアラウト考ヘラレルノデアリマス、ソレデ輸入セラレル中デ、組立テラレナイ「ムーヴメント」ノ中ニ中級品ノ所ヲ大體ノ目安ト致シマシテ、其主ナルモノヲ、茲ニ改正案ニアリマスルヤウニ「イ、ロ、ハ、ニ、ホ」ト云フヤウニ特掲イタシマシテ、其稅額ノ合計ガ、組立テナ「ムーヴメント」ノ稅額ト、大體ニ於テ一致スルヤウニ致シマシテ、「イ」地板毎箇十九圓五十錢、「ロ」調整輪毎百箇十八圓、「ハ」制動杆毎百箇十四圓十錢、「ニ」受板十圓五十錢、「ホ」撥條ハ毎百箇八圓、即チ只今マデ懷中時計部分品ノ「乙其ノ他」ノ「其ノ他」ニシテ、從價三割ト云フ

モノヲ課稅セラレテ居リマスモノヲ、各、茲ニ特種ノモノヲ特掲イタシマシテ、ソレ／＼ノ値段ヲ見マシテ、サウシテ從價稅ノ……三割見當ノ從價稅ヲ茲ニ設クルコトニ致シタノデゴザイマス、次ニ五百四十九號醫療器「オーソペデックインストルメント」及同部分品、是ニ這入リマスガ、此中ノ陶齒デアリマスガ、陶齒ハ我國ニ於キマシテ近來其生産ガ非常ニ發達イタシテ參リマシテ、高級品モ相當出來ルヤウニナリマシタノデアリマスルガ、今尙ホ外國品ノ壓迫ノ爲ニ、少ナカラズ其進展ヲ阻マレテ居ルヤウナ實情デアアルノデアリマス、加之、一方ニ於キマシテ、其輸入品ノ中ニハ品質ノ不良ナルモノガ相當アルノデアリマシテ、是等ノ粗惡品ガ輸入サレマスルコトハ、吾々國民ノ保健上カラ致シマシテモ好マシクナイ次第デアリマスルト云フ實情モアルノデアリマス、茲ニ於キマシテ、一ツニハ陶齒ノ生産業ヲ確立イタシマスル爲メ、一ニハ保健上好マシクナイ粗惡ナル外國品ノ輸入ヲ驅逐イタシマスル爲ニ、此際陶齒ノ稅率ヲ改正スルノ必要ヲ認メタ次第デゴザイマス、ソコデ今マデ輸入稅表ニ、是レモ特掲イタシテ居リマセズ、只「醫療器」ト云フヤウナ斯ウ云フ雜類的ノ中ニ這入ッテ居リマシタノ

ヲ、新タニ五百四十九號ノ中ニ此中カラ特掲イタシマシテ「一陶齒」ト致シマシテ、之ヲ金屬製ノ釘ヲ用キタルモノト、金屬製ノ釘ヲ用キナイモノトニ區別イタシマシテ金屬製ノ釘ヲ用キタルモノニハ毎百箇十一圓七十錢、貴金屬ヲ用キナイモノハ毎百箇二圓ト致シマシテ「其ノ他」ノ貴金屬製ノ釘ヲ用キタルモノ以外ノモノハ、之ヲ從價五割ト致シマシテ陶齒ノ輸入價格、或ハ内地ノ生産費、其他ノ事情ヲソレ／＼考慮イタシマシテ定メタノデアリマス、次ニ五百六十四號自動車部分品ニ移ルノデアリマスガ、我國ニ於キマシテハ自動車工業ノ確立ハ、交通機關ノ整備上カラ致シマシテモ、亦軍事上ノ立場カラ致シマシテモ、將來種々ノ施設ヲ必要ト致シマスモノト考ヘラレルノデゴザイマシテ、此確立ニ村キマシテハ、完成車ノコトヲ考ヘマスルト共ニ、部分品ノコトモ共ニ之ヲ包括シテ考ヘル必要ガアルデアラウト思ハレルノデアリマス、サウ致シマシテ差當リニ於キマシテハ、部分品ノ生産ヲ確立イタシマスルト云フコトガ、先ヅ順序デアルヤウニ考ヘルノデゴザイマス、是ガ爲ニハ自動車ニ對スル獎勵金ノ制度モ必要デアリ

マスガ、一部分ハ是ハ關稅ニ依リマシテ保護イタシマスコストモ必要デアラウト考ヘラレルノデアリマス、ソレ故ニ部分品ノ輸入ノ狀況ヲ調べ見マス、昨年即チ昭和六年ニ於キマシテハ約千三百万圓ニ上テ居アルノデアリマスガ、斯ノ如ク多額ノ輸入ガニ部分品ノ製造工業ガ其發達ヲ防ゲラレマスノミナラズ、自動車工業自體ノ確立ト云フヤウナ計畫ノ實行上ニモ支障ヲ來タスノデアリマスカラ、部分品ノ稅率ヲ完成車ノ程度ニ引上ゲマシテ、完成車ト部分品トノ間ノ此差異ヲ無クスルト云フコトガ、必要デアルト考ヘルノデアリマス、然ルニ自動車ノ部分品ニ付キマシテハ、國定稅率ノハ三、三「パーセント」ト云フモノヲ課スルト云フコトガ、日本ト佛蘭西トノ間ニ協定ガアルノデアリマス、此關稅……協定稅率ノ關係モ考慮ノ中ニ入レマシテ、從價四割二分ト云フコトノ國定ノ稅率ヲ定メマスルト、三割五分ト云フ……結果ガ即チ完成車ノ三割五分ト云フモノニ當ルノデアリマス、此「パーセンテージ」ノ關係上……、從價實際ニ適用シマシテハ、協定稅率ハ完成車モ部分品モ共ニ等シク三割五分ト云フコトニナルノデアリマシテ、茲ニ從價四割二分ト

云フ國定稅率ヲ此際定メタノデゴザイマス、次ニ五百七十七號ノ瓦斯機關及ビ石油機關ニ移リマス、瓦斯機關及ビ石油機關ノ改正ハ、是ハ自動車用ノモノト自轉車用ノモノトノ稅率ヲ上ゲマスノガ目的デアリマシテ、其ノ他ノモノハ矢張り現行據置キト云フコトニナッテ居ルノデアリマス、自動車用ノ「ガソリン」機關ハ即チ自動車ノ原動力機トナルノデアリマシテ、謂ハバ自動車ノ重要ナル部分品デアアルノデアリマス、所ガ輸入稅表ヲ御覽下サイマスレバ分リマシヤウニ「自動車部分品」ト云フ項目ガアルノデアリマスガ、是ニハ「原動力機ヲ除ク」ト云フ割註ガ附イテ居ルノデアリマシテ、原動力機ハ、其ノ他ノ部分品トハ別箇ニ取扱ハレテ居リマシテ、此瓦斯機關ハ石油機關……即チ五百六十四號デナクテ、五百七十七號ノコツチノ方ノ、項目デ課稅イタサレテ居ルノデアリマス、ソレデ若シ自動車工業ノ確立上、只今申述ベマシタヤウニ自動車部分品ノ稅率ヲ引上ゲル必要ガアリト致シマシタナラバ、此自動車用ノ「ガソリン」機關モ、其稅率ヲ引上グルコトニ致シマセヌケレバ、鈞合ガ取レナイヤウニナルノデアリマス、ソコデ自動車用ノ「ガソリン」機關ノ稅率ヲ引上ゲルト

云フコトニ致シマスレバ、更ニ又自動車轉車用ノ「ガソリン」機關モ、其稅率ヲ引上ゲルノガ適當デアルト云フコトニナリマス、ソレデ是等ノ稅率ノコトデアリマスガ、自動車用ノ「ガソリン」機關ハ、自動車ノ部分品ト見ラレルノデアリマスカラ、自動車ノ稅率、即チ五百六十四號ニ依リマスル所ノ自動車部分品ノ三割五分ト云フ稅率ト同一ニスル必要ガアルト考ヘマシテ、此際「自動車用ノモノ及ビ自轉車用ノモノ」其ノ他「ト」內燃機關ヲ區別イタシマス爲メニ、輸入稅表ニ之ヲ一括掲イタシマシテ、是ニ對シ從價三割五分、即チ五百六十四號ノ自動車部分品ト同ジ立場ニ致シタ次第デゴザイマス、尙ホ此瓦斯機關及ビ石油機關ト云フ名稱……現在ノ五百七十七號ニハ、瓦斯機關、石油機關ト云フ名稱ニナッテ居ルノデアリマスガ、是ハ此名稱ハ餘リ適切ナル名稱デナクシテ、內燃機關ト云フ方ガ適當デアルト云フコトカラシテ、此際稅率ノ改正ヲ機會ト致シマシテ改稱イタスト云フコトニ致シタ次第デアリマス、次ニ稅番六百五號機械部分品ノ「ロール」及「ローラー」ニ付テ申上ゲマス、「ロール」及「ローラー」ノ中デ今回稅率改正ノ中心トナッテ居リマスノハ大型ノ「ロール」デアリマスガ、此大型「ロー

ル」ノ中デ「サンドロール」ト申シマスルモノハ、即チ砂型ト申シマスガ、「サンドロール」ハ我が國デ十分發達イタシテ居リマスル爲ニ殆ド其輸入ヲ見ナイノデアリマス、又「スチールロール」ハ小型デアリマシテ、普通ハ鐵製ノ「ロール」デ之ヲ代用スルコトガ出來マスルカラ、是亦殆ド其輸入ヲ見ナイノデアリマス、然ルニ「チールドロール」ト申シマスモノダケハ依然トシテ相當ノ輸入ガアリマシテ、昨年ハ亞米利加及ビ獨逸カラ參リマシタモノガ數量ニ致シマシテ約百八十万斤、價格ニ致シマシテ約二十萬圓ニモ達シテ居ルノデゴザイマス、此大型「ロール」ハ主トシテ鋼材ノ壓延用ニ用ヒラレルノデゴザイマスガ、其需要ハ製鐵業ノ不況ナ爲ニ近年ハ稍、減少ノ氣味合デアリマシテ、一ケ年ノ生産及ビ輸入ノ合計額ハ約六十万圓位デアリマスガ、其需要額ノ約四割程度ノモノハ今尙ホ依然トシテ輸入品ニ依ッテ占メラレテ居ル狀況デアリマシテ、輸入品ノ壓迫ナドノ爲ニ我が國ノ當業者ハ相當打撃ヲ受ケテ居リマスカラ、此際輸入ヲ適當ニ抑ヘマスル爲ニ、其稅率ヲ引上ゲル必要ガアルト認メタ次第デゴザイマス、其稅率ハ一般ノ機械ニ關係ノ稅率ナドヲ考慮イタシマシテ、從價ノ二割ニ相當イ

タシマス毎百斤二圓六十錢程度が適當デア ルト認メマシテ、斯ウ云フ改正ヲ致シタ次 第デゴザイマス、次ニ稅番六百十二號ノ木材 ノ中ノ「ドグラスファア」等ノ稅率ニ移リマ ス、「ドグラスファア」ノ木材稅率ハ一昨々年 即チ昭和四年ニ改正サレタノデアリマス ガ、昨年ニ於キマシテ其輸入ハ約四百万石、 價格ニ致シマスルト千八百万圓ノ輸入ガア ルノデアリマシテ、他ノ針葉材ニ較ベテ見 マシテ輸入數量ガ遙ニ多額ヲ占メテ居ルノ デアリマス、是ハ外ノ米檜デアリマスルト カ、米杉デアリマスルトカ、米梅ナドニ較 ベマシテ此現行稅率、即チ「ドグラスファ ア」ノ現行稅率ガ或ル程度ニ於テ低イ爲デ ハナイカト思ハレルノデアリマス、從ヒマ シテ斯ノ如キ趨勢ヲ此儘放任シテ置キマス ルト、我が國ノ林業又ハ山村住民ノ救済ニ 付キマシテ甚ダ遺憾デアルト申サナケレバ ナラヌト考ヘマス、ソレデ此「ドグラスフ ア」ノ木材ノ關稅率ヲ引上ゲマシテ、サウ シテ今迄ノ木材關稅全般ニ通ジマスル謂ハ バ或ル一種ノ缺陷ト迄ハ行キマセヌデモ、 マダ十分ナル稅率ト認メラレテナイモノヲ 適當ニ更正シテ行ク必要ガアルト考ヘマシ テ、茲ニ此稅率ヲ改正イタシタ次第デゴザ イマス、此稅率ハ最近ノ輸入價格デアリマ	ストカ、厚サノ區別ニ依リマスル、製材ノ 區別デアリマスストカ、或ハ又他ノ針葉材ノ 稅率ナドヲ考慮イタシマシテ、厚サ「六十ミ リメートル」ヲ超エナイモノニハ每立方「メー トル」四圓五十五錢ト申シマスルモノヲ六 圓九十錢、厚サ二百「ミリメートル」ヲ超エ ナイモノニハ每立方「メートル」三圓九十錢 ヲ五圓六十錢、二百「ミリメートル」ヲ超エ タモノニハ每立方「メートル」二圓十錢ヲ三 圓四十錢ノ稅率ニ、斯ウ云フヤウニソレゾ レ引上ゲテ居リマス共ニ、丸太及割材ハ是 ハ從來通り長サ十「メートル」ヲ超エ、三十 「センチメートル」ヲ超エナイモノハ是ハ日 本ニモナイノデアリマシテ、之ヲ引上ゲル ト云フコトハ困ルノデアリマスカラシテ、 是ハ大體ニ於キマシテ邦產材ヲ以テ代用ス ルコトガ困難デアルト認メマシテ、現行ノ 儘ニ無稅ト致シテ、其他ノモノハ之ヲ現行 ノ一圓二十錢ヲ二圓五十錢ニ改正スルノヲ 適當ト認メタノデゴザイマス、最後ニ六百 三十二ノ二層及故ノ「セリユロイド」改造用 ノミニ適スルモノ、此稅率ニ移リマスガ、層 及故ノ「セリユロイド」ハ御承知ノ通り「セリ ユロイド」加工品ヲ製造イタシマス際ニ、 其原料トシテ使用イタシマス「セリユロイ ド」ノ層ノ約二割方ノモノガ必ズ副產物トシテ	出テ參ルト云フコトデゴザイマシテ、一昨 年ニハ其數量ガ約百七十萬圓ニ達シテ居ル ノデゴザイマス、此層ノ「セリユロイド」ガ近 來外國カラ相當輸入サレルノデゴザイマス、 昨年ハ約九万七千、價格ニ致シマシテハ約 二万五千圓ニ上テ居リマス、僅ニ二万五千 圓位デアリマスルケレドモガ、是ハドウモ 此頃段々非常ニ激増シテ參ル傾向ガアルノ デアリマス、而モ輸入品ノ價格ガ低廉デア リマス爲ニ、我國ノ「セリユロイド」加工 業カラ出マス所ノ屑モ亦是レニ壓迫イタサ レマシテ、其内地デ生ジマス屑ガ價額ノ低 落ヲ來スコトニナリ、是レガ爲ニ「セリユロ イド」加工業自體ニ間接ニ惡影響ヲ受ケル ト云フヤウナル事態ガアルノデアリマス、又 是ト同時ニ安イ屑材ヲ原料ト致シマス精製 生地ガ安ク生産サレマス云フコトハ、國 内ノ「セリユロイド」生地製造業ニ對シマシ テモ、唯今申シマス通り、惡イ影響ヲ與ヘ ルコトモ、是亦當然ノコトニ考ヘマスニ付 テ、此ノ際唯今マデ從價ニ割ト云フモノヲ、 從量稅ヲ盛リマシテ此ノ外國カラノ輸入ヲ 抑制イタシマス云フコトハ、何レノ點カ ラ見マシテモ必要ナコトニ考ヘマシテ、サ ウシテ此「セリユロイド」ノ塊トカ錠トカ、 板トカト云フモノノ現行稅率ヲ參酌イタシ	マシテ、之ニ對シマシテ毎百斤五十六圓ト 云フ從量稅ヲ課スルコトニ致シタ次第デア リマス、大體關稅定率法中改正法律案ノ、 各品目ノ極ク大體ノコトニ對シマシテハ、 唯今御說明ヲ申シ上ゲマシタ通りデアリマ スルガ、何レ各品目ノ詳細ニ付キマシテハ ソレノ關係當局カラオ尋ネニ依リマシテ 御說明ガアルト存ジマス ○政府委員(堀切善兵衛君) 政府委員一人 デ大分疲レマスカラ、次ノ輸入稅ノ從量稅 率ニ關スル法律案ヲ私カラ説明申シ上ゲマ ス、次ノ輸入稅ノ從量稅率ニ關スル法律案 ノ説明ヲ申シ上ゲマス、輸入稅ノ從量稅率 ニ關スル法律案ニ付キマシテハ、御承知ノ 如ク、現行ノ輸入稅表中ニハ、從價稅率ト、 從量稅率ノ二通りノ稅率ガ用ヒラレテ居ル ノデゴザイマス、元來此ノ從價稅率、從量 稅率ハソレノ長所短所ト有シテ居ルノ デアリマス、從量稅率ハ從價稅率ノ如ク、 價額ノ鑑定ヲ要スルト云フヤウ面倒ナ問題 モ起ラズ、從價稅率上カラモ、亦納稅上カ ラモ至極便利デアルト云フヤウナ理由カ ラ、現在各國ニ於テ主トシテ採用サレテ居 ルノデアリマス、併ナガラ從量稅率ガ輸入 品ノ價格ノ變動ニ伴フ屈伸ノ利カナイト云 フ點ハ其ノ爲ニ免レルコトノ出來ナイ短所
--	--	--	--

デゴザイマシテ、從テ輸入品價格ノ變動ノ場合ニ於キマシテ、從價稅率ニ於キマシテハ其ノ輸入品ノ價格ガ騰貴イタシマスト、稅額モ是レニ伴テ上ルノデアリマシガ、從量稅率ノ方ハ、其ノ稅金額ガ固定シテ動キマセヌ關係上、輸入品價格ノ高低如何ニ拘ラズ、其ノ稅金額ハ從前ニ何等異ル所ハナイノデアリマス、從ヒマシテ輸入品價格ガ騰貴イタシマスル場合ニ於キマシテ、同ジ輸入稅デアリ乍ラ、從量稅率ニ依ルモノト、從價稅率ニ依ルモノトハ、輸入品ノ價格ニ對シマスト、關係ニ於キマシテ勢ヒ非常ナ趣キノ異、タ點ガ現ハレテ參ルノデアリマス、然ルニ御承知ノ如ク、我が國ノ外國爲替相場ハ、昨年から低落ノ趨勢ニアルノデゴザイマシテ、是レニ伴ヒマシテ、輸入品ノ價格ハ何ウシテモ其ノ騰貴ヲ免レルコトノ出來ナイ狀況ニアルノデアリマス、而シテ從量稅率ガ依然同率低額デアリマスコトハ、此ノ從量稅率トシテノ本來カラノ性質ニ基クコトデアリマスガ、主トシテ外國貨物ニ對スル從量稅デアリナガラ、從價稅率ニ依ルモノガ其稅金額ヲ増シテ居ル際ニ、從量稅ニ依ルモノハ殆ド從前ト全ク異ラナイ、同ジ稅金額ヲ課セラレルト云フコトハ如何ニモ調和ガ取レテナイヤ

ウニ考ヘラレルノデゴザイマスカラ、當分ノ中ニテ相當増加スルコトト致シテアリマス、是ニ依リマシテ輸入價格ノ調節ヲ圖ルコトニ致シタ次第デアリマス、ソコデ此増加ノ程度デゴザイマシテ、是ハ外國爲替相場ノ狀況ヲ見マシテ、其低落ノ割合、其他輸入品ノ負擔割合等ヲ參酌シテ大體三割五分程度ガ適當デアルト認メタ次第デアリマス、次ニ本法律案ト、關稅定率法中改正法律案トノ關係ハ、別ニ之ニ依テ輸入稅表ニ定メテアリマス定率中、此際緊急改正ノ必要アリト認メラレル小麦鉄鐵等二十九品ニ關スル物ニ付テ改正ヲ行ハムトスルモノデアリマシテ、是等ノ改正稅率ニ付テハ既ニ右ノ調節ノ關係ヲモ考慮ニ入レテ居ルノデアリマスカラ、其中ノ從量稅率ハ本法律案ニ依ル稅率増加ノ範圍外ニ置イタノデアリマス、尙ホ右ノ外新聞用紙ノ稅率ハ文化ノ普及上等ヨリ見マシテ特別ニ取扱フ必要アリト認メマシテ、是モ例外ニ置イタノデアリマス、何卒御審議ノ上御協賛ヲ與ヘラレムコトヲ切望イタシマス

○委員長(伯爵兒玉秀雄君) ソレデハ引續キ遠洋漁業獎勵法中改正法律案ノ御説明ヲ願ヒマス

○政府委員(伯爵有馬頼寧君) 遠洋漁業獎

勵法中改正法律案提出ノ理由ヲ御説明イタシマス、遠洋漁業獎勵法ハ遠洋漁業ノ發達ヲ圖ル爲メ明治三十年三月制定セラレ、爾來時勢ノ進運及漁業ノ發達ニ伴ヒ數次適當ナル改正ヲ加ヘルト共ニ本法ノ施行期間モ亦延長セラレテ今日ニ及ンダノデアリマス、我國ノ遠洋漁業ハ明治三十年本法制定當時ニ於テハ殆ド成績ノ見ルベキモノガナカタノデアリマスガ、本法施行以來三十三年ヲ閱スル今日ニ於テハ其成績ニ見ルベキモノガアルヤウニナッタノデアリマス、即チ動力附漁船ノ如キ、明治三十八年本獎勵ニ依リ初メテ一隻ノ出現ヲ見テヨリ連年非常ナル勢ヲ以テ増加シ、昭和五年末ニ約三萬餘隻ニ達シ、漁場範圍ハ往時ノ殆ド十倍ニ達スルニ至リ一部大漁船ノ進出ノ距離ニ至テハ數十倍ニ及ビ是等大漁船ノ中ニハ其設備殆ド科學應用ノ全キヲ示スニ近イモノモアリマス、然レドモ我國遠洋漁業ノ發達ハ未ダ全般的ナラズ、即チ全體ヲ通ジテ進出ノ程度及操業效率ニ於テ未ダ不十分ナルヲ免レザルノミナラズ、既往ニ於テ開拓セラレタル漁場即チ黃海、東支那海、勘察加、東西兩海洋以外ニ、南支那海、「ベール」海、南洋諸島沖合ヨリ南北太平洋ノ全面ニ亘リ、將來進出スベキ世界の漁場ヲ控

ヘテ居リ、是等廣大ナル範圍海上ハ又良好ナル漁場ニ富ンデ居リマスカラシテ、是等ノ海面ニ於ケル漁業開發ヲ圖ルナラバ、本邦水產資源ノ増加ヲ圖リ水產物ノ輸出増進ニ依リ國際貸借改善、國內食糧問題ノ解決ニ資スル所大ナルモノガアルト信ズルノデアリマス、從テ是ガ達成ハ依然適切ナル遠洋漁業ノ獎勵ニ俟ツノデアリマスカラ、本獎勵事業ハ今日尙ホ本邦水產事業ノ改良發達上缺クベカラザル必要事ナノデアリマス、更ニ翻テ本邦沿岸漁業ノ狀態ヲ見ルニ、其漁獲ハ漁業者數及漁法ノ進歩ヲ伴ハズシテ之ニ從事スル漁業者ハ生業難ニ苦シミ、從テ一般漁村ノ疲弊甚シキモノアリ、依テ是等漁業者ノ一部ヲ沖合漁業ニ進出セシメ、又現在ノ沖合漁業者ヲ順次遠距離漁場ニ向ハシムルヲ要スル次第デアッテ、此點カラシテモ亦本獎勵ノ必要ハ一層痛切ナルヲ感ズルモノデアリマス、然ルニ現行遠洋漁業獎勵法ハ昭和八年三月三十一日ヲ以テ效力ヲ失フニ至ルノデアリマスルガ、我國ノ遠洋漁業ハ現在發展ノ途上ニアルノミナラズ、所謂大型漁船獎勵計畫ノ如キ僅ニ其緒ニ就ケルニ過ギズシテ尙ホ漁船ノ船型ヲ改善シ漁船用發動機ノ改良ヲ期スル等獎勵ニ依リテ達成スベキ事項ガ多イノデアリマ

ス、斯カル際ニ於テ本法ノ效力ヲ失ハシムルコトハ當ニ遺憾ノ至リデアリバカリデナク産業保護、及び振興ノ見地カラモ亦之ヲ繼續スルノ緊要ナルコトヲ認メ、更ニ施行期間ヲ十五年間延長シテ我國水産業ノ改良發達ニ資スルト其ニ本獎勵ヲシテ一層時勢ニ適切ナラシムル爲メ、一、本法施行期間ヲ昭和二十二年三月三十一日マデトスルコト、二、普通漁船獎勵金ノ下附、獎勵金額ノ算出方法トシテ船體ニ付テハ每一噸鋼製六十圓以内、木製四十五圓以内、機關ニ付テハ每一馬力蒸汽機關二十二圓以内、發動機關四十圓以内トアルヲ、包括的ニ單純化スルト共ニ經濟事情ノ變遷、物價ノ變動等ニ依ル影響ニ順應セシムル爲ニ船舶評價額ノ百分ノ十五以内トスルコト、三、大型漁船ハ最小六十噸ヲ最小百噸トスルコト、四、獎勵金ヲ下附シ得ル設備ノ種類ハ科學及漁業ノ發達進步ニ伴ヒ新規ニシテ且ツ必要ナルモノヲ現出シ、將來モ亦案出セラルベク、獎勵ハ是等ノ情勢ニ順應スルヲ必要トスルヲ以テ是等設備ノ種類ヲ命令ヲ以テ定ムルコトトスルコト、五、公共團體其他營利ヲ目的トセザル法人ノ行フ遠洋漁業船舶員養成ノ外新ニ船匠養成ニ要スル經費ノ全部又ハ一部ヲ下附シ得ルコトトスルコト、六、

第一條及第三條ノ字句ヲ整備スルコト等、是等ノ諸點ニ付キ改正ヲ加フルコトニ致シタノデアリマス、大體本案ノ趣旨ハ斯様ナ次第デゴザイマス、尙ホ御質問ニ從ヒマシテ御答ヲ申上ゲルコトニ致シマス

○委員長(伯爵兒玉秀雄君) 政府ノ説明ハ大體是デ終リマシタガ、此機會ニ何カ參考資料ノ御入用ノ御方ハ御要求ニナッテ御置キニナル方ガ便利カト思ヒマスガ……

○森平兵衛君 過日大藏當局カラ承リマスト關稅ノ增收ニ付テハ千六百萬圓バカリノ增收ガアルト云フコトヲ伺ヒマシタガ、此項目ニ付テドウ云フ標準ニ收入ナサイマスカ、サウ云フ參考書ヲ一ツ戴キタイ、尙ホ此從量稅ニ依ル課稅ノ改正ガセラルルノデアルカラ、ソノ稅番ノ番號ノ重ナルモノガアルナラバ御提出ヲ願ヒタイト思ヒマス、是ハチヨット難シイカモ知レマセヌガ從量稅ノ三十號ダケノ上ル品目デスネ

○政府委員(中島鐵平君) 只今森サンノ御尋ノ第一ノ先刻本議場デノ千六百萬圓ノ收入ノ基礎ハドウダト云フ御話デアリマス、御承知ノ通り只今提案ニナリマシタ二ツノ法案デアリマスガ、第一ノ關稅定率法中改正法律案ニ依リマスル收入ガ約四百萬圓……正確ナ數字ハ分リマセヌガ、四百萬圓ト少

シバカリ、ソレカラ輸入ノ從量稅ノ稅率ノ法律案ニ據リマスルト千六百萬圓ト少シバカリデ、兩方合セマシテ千六百九十九萬七千圓ダト記憶イタシテ居リマス、但シソレゾレノコチラカラドウ云フ計算ガ出來ルカト云フコトハ大體算盤ヲシマシタデスガ、一一細カシクヤッテ居ル譯デハアリマセヌデスガ、出來マスダケノ何ハ後デ御相談イタシマス、ソレカラ第二ノ御尋ハドウ云フ何カ一寸私ハ了解イタシ兼ねマシタガ……

○森平兵衛君 大體此國稅ノ改正ノ分ハ主ナルモノダケデ結構デアリマス、金高ノ分リマスル主ナモノダケデ結構デス、ソレカラ第二ノ從量稅ノ増加ト云フモノハ、詰リ從量稅ノ全部ニ付テ上ルダラウト思フノデスケレドモ、ソレノ私ハ參考ノ稅表ガ無いモノデスカラ、サウ云フモノガ御手許ニアレバ御提出ヲ願ヘバ結構デアリマス

○政府委員(中島鐵平君) 後、能ク御趣旨ヲ拜聽イタシマシテ、出來得ルダケ御趣意ニ副フヤウニ致シタイト思ヒマス

○委員長(伯爵兒玉秀雄君) 其外ニ何カ御要求ハゴザイマセヌデスカ……御要求ガナケレバ今日ハ此程度デ止メテ置キマシテ、甚ダ御迷惑デゴザイマスケレドモ、明日ハ午前十時カラ引續イテ開會イタスコトニ致

シマス、今日ハ是デ散會イタシマス
午後二時五十三分散會
出席者左ノ如シ

委員長 伯爵兒玉 秀雄君
副委員長 男爵斯波忠三郎君
委員

公爵一條 實孝君
子爵井上匡四郎君
子爵片桐 貞央君
森 賢吾君

男爵赤松 範一君
男爵松岡 均平君
森 平兵衛君

田村 新吉君
藤原銀次郎君
北村宗四郎君

政府委員

大藏政務次官 堀切善兵衛君
大藏省主稅局長 中島 鐵平君
農林政務次官 伯爵有馬 賴寧君
農林省農務局長 小平 權一君
農林省山林局長 長瀬 貞一君
農林省水產局長 戶田 保忠君
農林省畜產局長 村上龍太郎君
農工省工務局長 竹內 可吉君
農工省鑛山局長 福田 庸雄君
拓務省殖產局長 北島謙次郎君
拓務省拓務局長 郡山 智君